

在留邦人の皆様へ
ルクセンブルク生活情報

在ルクセンブルク日本大使館
2008年6月5日

～当地道路交通法の一部改正について～

6月1日から当地道路交通法が一部改正になり、蛍光塗料付き安全チョッキ及び反射プレート付き停止表示板を車両に装備することが義務付けられました。

記

1. 6月1日以降、蛍光塗料付き安全チョッキ（CEマーク付き）の車両への装備が義務づけられました。

緊急停車し道路上に出る者は全員安全チョッキの着用が義務づけられ、高速道路上では常時、その他の道路上では夜間及び視界が悪い場合に着用する義務があります。

2. また、緊急停車の場合に備えて、反射プレート付き停止表示板（CE 27 Rマーク付き）の装備も義務づけられました。

高速道路上では停車地点又は障害物のある地点から100m以上手前に、その他の道路上では30m以上手前に設置するよう規定されました。

3. 今回の改正では車両への装備が義務づけられたことから、上記2点の装備がないだけでも74ユーロの罰金が課せられます。

4. 上記2点は、スーパーマーケット、ガソリンスタンド又は自動車部品専門店等で購入することが可能で、2点で10～15ユーロ位とのことです。



